

実務訓練保険

1. 保険金が支払われる場合

- ① 被保険者が実務訓練中（実務訓練機関において拘束されている時間）に、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害。なお、通常経路における往復の通勤途上及び規定（勤務）時間内の実務訓練機関の構内外の休憩、休息时间における上記傷害を含む。
- ② 上記①でいう傷害には、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）」を含む。ただし、「細菌性食中毒・ウイルス性食中毒」は含まない。
- ③ 被保険者が偶然な事故により他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合。（賠償）

2. 保険金の種類と金額（約款の変更・改正により変更となる場合があります。）

死亡・後遺障害	598万円(障害の程度による)	事故の日から180日以内に死亡、または後遺障害が生じた時
入院	2,500円	事故の日からその日を含めて1000日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします
通院	1,500円	事故の日からその日を含めて1000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします
賠償	1億円	

3. 保険金が支払われない場合

（傷害）

- ① 故意
- ② 頸部症候群（むちうち症）、腰痛などで医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認める異常所見）のないもの
- ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑤ 脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑥ 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
- ⑩ 自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など

（賠償）

- ① 故意
- ② 地震、噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）など
- ④ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任など